



### 3 事件の概要

- (1) 被控訴人が提訴した住民訴訟（横浜地方裁判所平成22年（行ウ）第19号）について、2012年（平成24年）7月25日に被控訴人の請求を認容する判決が言い渡された。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、同年8月10日付け書面をもって、弁護士報酬400万円の支払いを求めた。
- (3) 控訴人は、被控訴人に対し、同月28日付けで102万9千円が相当報酬額である旨の回答を、同年9月18日付で仮に譲歩するとしても147万円が限度額である旨の回答を、それぞれ行った。
- (4) 被控訴人は、同年10月3日に400万円を請求する訴訟を提起し、2013年（平成25年）1月30日に判決が言い渡された。

### 4 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、金400万円及びこれに対する平成24年8月28日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

### 5 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一、二審を通じ被控訴人の負担とする。

### 6 訴訟遂行の方針

判決の結果必要がある場合は、上告するものとする。

### 7 管轄裁判所

東京高等裁判所

### 提案理由

弁護士報酬請求事件について控訴の提起を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求める必要による。

## 参 考

### 地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の議会においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。